



令和5年度 活動報告

Institutional Research and Evaluation Center

基本理念と基本的目標

◎基本理念

1. 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

◎基本的目標

国立大学法人秋田大学の第4期中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

秋田大学は、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、その使命である教育と研究を推進する。

この見地から本学は、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、優れた人材を育成するため、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進する。

一方、国立大学は、第4期中期目標期間において、地域から地球規模の諸課題に対処するためグローバル化やDX（Digital Transformation、デジタル技術による変革）と、それらを基礎とした産業・社会構造の変革等に貢献していく必要がある。そこで、本学を構成する全ての学部・研究科等は、固有のミッションに基づく専門領域にICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）の要素を取り入れ、諸学諸組織との融合を通じて、地域社会の持続的な発展を担う専門的職業人と国際社会で活躍する高度専門職業人及び学術研究者を育成する。

こうした基本認識に立って、本学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学修者中心の大学たることを目指す。

以上のような理念に基づき、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、質の国際通用性を高め、DX推進に必要な素養を身に付け、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。
2. 研究においては、ICTを進化させて地域から

地球規模に至る社会課題の解決に挑み、DXを推進するイノベーションを創出し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。

3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取り組みを推進するとともに、ICTを活用した医療体系の充実を図り、地域医療の格差をなくすことに貢献する。
4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、情報工学を活用したスマート・マイニング（情報工学を積極的に取り入れた“これから”の資源情報学）を実践するため、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。
5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指すとともに、学生及び教職員がSociety 5.0を構築するメンバーとして活躍できるような環境を整備する。

中期目標

- I 教育研究の質の向上
- II 業務運営の改善及び効率化
- III 財務内容の改善
- IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供
- V その他業務運営

本学の中期目標・中期計画の全文は
〈ホームページ〉 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html
からご覧いただけます。

目次

基本理念と基本的目標

巻頭言	副学長（評価・IR・新学部設置担当） 評価・IRセンター長 長縄明大	1
○令和5年度業務活動記録		2
○評価・IRセンター広報（No.58～59）		4
○評価・IRセンター令和4年度自己評価書		9
○評価・IRセンターの構成と関係規程等		
・評価・IRセンターの体制、組織		24
・評価・IRセンター運営委員会委員名簿		25
・評価・IRセンター評価委員会委員名簿		25
・秋田大学評価・IRセンター規程		26
・秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則		27
・秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則		28
評価・IRセンター所在地		30

巻 頭 言

副学長（評価・IR・新学部設置担当）

評価・IRセンター長 長 縄 明 大

日頃より、評価・IRセンターの活動にご理解とご協力を頂きまして有難うございます。お陰様で、ここに令和5年度の秋田大学評価・IRセンター「活動報告」を発行することができました。評価・IRセンター長として、厚く御礼申し上げます。

本センターにおける評価業務の主な内容は、法人評価への対応があります。今年度は、第4期中期目標期間の2年目であり、文部科学省へ提出する報告書等はございませんが、大学独自の取組みとして、毎年度の年度計画の策定や年度評価の取りまとめを行うこととしております。昨年度、各中期計画に設定した「定量的」または「定性的」な評価指標の運用を管理するロードマップを整備しましたので、これに基づき、半年に1度、年度計画の進捗状況を大学運営会議等で点検しながら、年度計画の確実な達成に向けた取り組みを行っております。なお、令和5年度の年度評価の自己評価結果につきましては、取りまとめが終わり次第、大学のホームページで公開する予定でございます。

さらに、今年度は内部質保証のための自己点検・評価を実施しました。本学は、令和2年度に（独）大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審しましたが、次回は令和9年度に受審する予定となっており、今年度はその中間年度にあたりますので、学位授与機構の自己評価実施要項や自己評価書等を活用した点検を行い、その結果を内部質保証委員会で報告させて頂きました。

一方、本センターにおけるIR業務では、大学戦略室と連動して各種データを収集し、その分析等を行って参りました。教学IRでは、学生の入学試験の成績とGPAの相関、入試区分別の成績の推移等の分析を進め、その結果は内部質保証委員会で情報共有させて頂き、各学部における入試等の見直しに活用されております。また、研究IRでは、Scopusデータの分析ツールSciValを活用し、大学ランキング比較校との研究業績の比較や、学内においては学部間の比較等を行い、教育研究評議会等で結果をご報告させて頂きました。一方、運営IRでは、教員活動評価結果を活用し、研究科・学部に所属している各教員の業務量や業績量等が、当該部局においてどのような位置づけになっているのかを可視化し、活動の改善につなげるための結果のフィードバックをさせて頂きました。また、THE世界大学ランキングやQS世界大学ランキング等、各種ランキングの解析等も進めております。

評価・IRセンターがスタートして7年が過ぎようとしており、評価業務のみならず、各種IR分析を加速させており、第4期中期目標期間で求められているエビデンスベースの法人運営の具体的な運用を始めつつあります。今後も学内の諸データを活用してIRを機能させていくためには、皆様のご協力が必要不可欠でございます。これまで以上に本センターの運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。巻頭言に代えさせていただきます。

◆業務活動記録

令和5年

- | | |
|-------|--|
| 4月12日 | 【第1回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・第3期中期目標期間（6年目終了時）に係る業務の実績に関する評価結果について・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について・THE世界大学ランキング日本版2023の結果について |
| 5月22日 | 【第1回内部質保証委員会】 |
| 25日 | 【第1回評価委員会（メール審議）】 |
| 6月14日 | 【第3回大学運営会議】 <ul style="list-style-type: none">・中期計画・年度計画の進捗状況について 【第3回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・令和4事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について・「THE世界大学ランキング日本版2023」学生調査（Student Survey）結果の報告について |
| 26日 | 【第1回経営協議会】 <ul style="list-style-type: none">・令和4事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について・第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について 【第4回役員会】 <ul style="list-style-type: none">・令和4事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について |
| 7月12日 | 【第4回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の再申請について・令和4年度における教員活動評価優秀教員の被表彰者について・THE大学インパクトランキング2023について 【第5回役員会】 <ul style="list-style-type: none">・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の再申請について |
| 9月12日 | 【第5回大学運営会議】 <ul style="list-style-type: none">・THE日本大学ランキングのスケジュール変更について |
| 13日 | 【第5回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・2032年度に向けた各研究科・学部のビジョン等について |
| 15日 | <ul style="list-style-type: none">・令和4年度教員活動評価における優秀教員表彰式 |

10月10日	【第6回大学運営会議】 ・令和5年度内部質保証に関する自己点検・評価の実施について ・THEインパクトランキング2024について
24日	【第2回評価委員会（メール審議）】
11月8日	【第7回大学運営会議】 ・2023年度秋田大学年度計画の上半期進捗状況について 【第7回教育研究評議会】 ・THE世界大学ランキング2024の結果について
12月14日	【第2回内部質保証委員会】
令和6年	
1月10日	【第9回教育研究評議会】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更手続きについて ・QSアジア大学ランキング2024の結果について
12日	【第1回運営委員会（メール審議）】 【臨時経営協議会（書面審議）】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更手続きについて
23日	【臨時役員会（書面審議）】 ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更手続きについて
2月13日	【第10回大学運営会議】 ・QSサステナビリティランキング2024の結果について
26日	【第3回評価委員会（メール審議）】
3月5日	【第1回教員活動評価審査会】
11日	【第4回経営協議会】 ・令和6年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
19日	【第11回教育研究評議会】 ・令和6年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について 【第15回役員会】 ・令和6年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
22日	【第2回運営委員会（メール審議）】



第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について

令和5年3月23日に国立大学法人評価委員会から「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」が公表されました。評価結果の概要は次のとおりです。

なお、評価結果の全文は秋田大学ウェブサイト (https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。

教育研究等の質の向上の状況

(I) 教育【中期目標を達成している】

- ・「教育に関する目標」に係る中期目標（中項目）4項目のうち、4項目が「中期目標を達成している」であり、これらの結果に学部・研究科等の現況分析結果（教育）を加算・減算して総合的に判断された。

(II) 研究【中期目標を達成している】

- ・「研究に関する目標」に係る中期目標（中項目）2項目のうち、1項目が「中期目標を上回る成果が得られている」、1項目が「中期目標を達成している」であり、これらの結果に学部・研究科等の現況分析結果（研究）を加算・減算して総合的に判断された。

(III) 社会連携及び地域【中期目標をおおむね達成している】

- ・「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」に係る中期目標（小項目）2項目のうち、1項目が「中期目標を達成している」、1項目が「中期目標を十分に達成しているとはいえない」であり、これらが総合的に判断された。

(IV) その他【中期目標を達成している】

- ・「その他の目標」に係る中期目標（中項目）が1項目であり、当該中項目が「中期目標を達成している」であることから、これらが総合的に判断された。

業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化【中期目標を達成している】

- ・中期計画の記載11事項全てが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められること等が総合的に勘案されたことによる。

(2) 財務内容の改善【中期目標を達成している】

- ・中期計画の記載4事項全てが「中期計画を上回って実施している」又は「中期計画を十分に実施している」と認められること等が総合的に勘案されたことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供【中期目標を達成している】

- ・中期計画の記載2事項全てが「中期計画を上回って実施している」と認められること等が総合的に勘案されたことによる。

(4) その他の業務運営に関する重要目標【中期目標を達成している】

- ・中期計画の記載7事項全てが「中期計画を十分に実施している」と認められること等が総合的に勘案されたことによる。

なお、優れた点や特色ある点として取り上げられた本学の活動の詳細については、ウェブサイトに掲載した評価結果をご覧ください。

【参考】

国立大学法人評価委員会は中期目標の達成状況を、項目別に次の6段階により評定する。

- 「中期目標を上回る顕著な成果が得られている」
- 「中期目標を上回る成果が得られている」
- 「中期目標を達成している」
- 「中期目標をおおむね達成している」
- 「中期目標の達成状況が不十分である」
- 「中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある」

【参考】第3期中期目標期間 全国国立大学法人等 項目別評価結果

教育研究等の質の向上の状況

評定区分	評価項目別法人数（全89法人） 黄：秋田大学の評価					
	教育	研究	社会連携・地域	その他	共同利用・共同研究	教育研究等の質の向上
中期目標を上回る 顕著な成果が得られている	2 (2%)	18 (20%)	-	2 (2%)	-	-
中期目標を上回る成果が得られている	19 (21%)	34 (38%)	34 (38%)	21 (23%)	4 (100%)	-
中期目標を達成している	62 (69%)	32 (36%)	48 (54%)	67 (74%)	-	1 (100%)
中期目標をおおむね達成している	7 (8%)	6 (7%)	7 (8%)	1 (1%)	-	-
中期目標の達成状況が不十分である	-	-	-	-	-	-
中期目標を達成しておらず 重大な改善事項がある	-	-	-	-	-	-

※各欄の（ ）内は、全法人数に占める当該法人数の割合

※評定項目の構成は各法人によって異なるため、それぞれの合計は必ずしも一致しない

業務運営・財務内容等の状況

評定区分	評価項目別法人数（全89法人） 黄：秋田大学の評価			
	業務運営	財務内容	自己点検・情報提供等	その他
中期目標を上回る顕著な成果が得られている	6 (7%)	4 (5%)	3 (3%)	7 (8%)
中期目標を上回る成果が得られている	13 (15%)	18 (20%)	5 (6%)	12 (13%)
中期目標を達成している	37 (42%)	59 (66%)	81 (91%)	60 (67%)
中期目標をおおむね達成している	26 (29%)	7 (8%)	-	7 (8%)
中期目標の達成状況が不十分である	5 (6%)	1 (1%)	-	3 (3%)
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	2 (2%)	-	-	-

※各欄の（ ）内は、全法人数に占める当該法人数の割合

国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画及び令和5年度年度計画について

中期目標・中期計画及び年度計画に関する下記の事項については、大学ホームページ (https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html) に掲載しております。

- ・「国立大学法人秋田大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」
(令和4年2月28日 文部科学大臣提示)
- ・「国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」
(令和4年3月30日 文部科学大臣認可)
- ・「中期目標・中期計画一覧表」 (令和4年3月30日現在)
- ・「国立大学法人秋田大学令和5年度の業務運営に関する計画（年度計画）」(令和5年3月24日公表)

令和5年度評価・IRセンターの活動について

令和5年度の主な活動は以下の通りです。

1. 評価に関する取組
 - 1) 法人評価関係
第4期中期目標・中期計画に係る年度計画の運用として、令和4事業年度実績報告書の作成、令和5年度年度計画の進捗状況の確認、令和6年度年度計画の策定等に関する取りまとめを行います。
 - 2) 認証評価・内部質保証関係
令和2年度に受審した大学機関別認証評価結果を踏まえ、改善・指摘事項に関する内容について改善・向上を図るとともに、教育研究活動の有効性の検証、改善・向上計画等の進捗状況を継続的に点検・評価し、内部質保証を実施します。
 - 3) 教員活動評価関連
令和5年度の教員活動評価における活動計画の策定等を依頼するとともに、年度末には活動実績評価のための自己評価や部局長評価等を行ったうえで、教員活動評価審査会を開催する予定です。
2. IRに関する取組
 - 1) 大学戦略室と連動し、学内外のデータを活用し大学運営に資するIR分析等を実施します。
 - 2) 教員活動評価や大学情報データベース等を活用した部局評価等について検討します。
3. 広報活動
 - 1) センター活動報告を発行します（電子媒体）。（令和5年度末）
 - 2) センター広報を発行し、大学評価・IRに関わる各種情報を提供します。（随時）
4. その他
上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行います。

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ
TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



内部質保証に関する自己点検・評価結果について

本学は、令和2年度に（独）大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている」と評価されました。機関別認証評価は7年以内ごとに受審する必要があり、今回は令和9年度の受審を予定しています。今年度はその中間年度にあたることから、「秋田大学内部質保証に関する自己点検評価に関する自己点検・評価実施要領」で定めている自己点検・評価を実施しました。自己点検においては、学位授与機構の「自己評価実施要項」に基づき、令和5年5月1日の状況を点検し、令和5年12月14日開催の内部質保証委員会にて報告しました。

今回の自己点検を踏まえ、令和9年度に予定している認証評価の受審に向け、引き続き、評価業務へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

各種ランキング結果について

評価・IRセンターでは、世界大学ランキング等へのエントリーや各種調査等への対応を行っています。2023年の各種ランキングの結果は、以下のとおりとなりました。

なお、QS世界大学ランキングにおいては、令和3年度から学内外の皆様にもご協力いただき、研究者と雇用者の評判調査に対する回答候補者を推薦させていただいており、当該指標のスコアが年々上がっております。この場をお借りして、ご協力いただきました皆様にお礼を申し上げます。

THE世界大学ランキング日本版（2023年3月公表）	総合：61位
THEインパクトランキング（2023年6月公表）	総合：401～600位 国内24位タイ
THE世界大学ランキング世界版（2023年9月公表）	総合：1501+ 国内75位タイ
QS世界大学ランキングアジア版（2023年11月公表）	総合：351～400位 国内40位タイ
QSサステナビリティランキング（2023年12月公表）	総合：901～920位 国内19位

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206（総務企画課評価・IR室） / E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

評価・IRセンター
令和4年度
自己評価書

評価・IRセンター運営委員会

表1

自己評価表

基準	番号	評価項目	対応頁	評点*
1. 理念・目的・目標	1-1	組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか	2	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか	2	5
	1-3	組織の具体的成果目標が定められているか	2	5
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	3	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	4	5
	2-2	目標を実現させるための人員配置が適切か	4	5
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	5	5
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5	5
	3-3	目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか	5	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	6	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	6	5
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	8	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	9	5
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	9	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	9	5

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

<特記事項>

3-2 法人評価や各種ランキングにおいては、Scopusを活用して研究業績等が集計されるため、本学においても研究分析ツール「SciVal」があれば各種分析が進められる。令和5年3月から導入し、より深い分析を行うことが可能となったため、昨年度より評点を1つ上げて「5」とした。

5-2 本センターが行う評価業務については、本「自己評価表」に基づき運用しているが、IR業務については、分析手法そのものを検討しながら業務を行っており、その状況を評価することは困難であるため、評点を1つ下げて「4」とした。

基準1 理念・目的・目標

(1) 組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか

評価・IRセンターは、秋田大学学則第9条に基づき設置された組織である。

国立大学が法人化された平成16年度に評価センターとして設置され、平成29年度からIR機能を付与した「評価・IRセンター」として再編された。

その理念とするところは、秋田大学における教育・研究等の質の一層の向上を図るとともに、効果的な大学運営に資するため、秋田大学における自己点検・評価活動とそのエビデンスに基づく改善計画等により、学長のリーダーシップの下、横断的かつ戦略的な教育・研究活動等のマネジメントを支援することにある。

このため、平成31年3月には、「国立大学法人秋田大学内部質保証指針、及び国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン」を制定した。

その後、令和2年8月には、内部質保証体制と手順などの見直しを行い、「国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価ガイドライン」を、「国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領」に改めるなど、必要な改正を行った。なお、令和2年度に受信した機関別認証評価においては、内部質保証の体制や手順等は、大学評価基準を満たしていると判定されている。

また、令和元年度より全学の統一指針に基づいて実施している教員活動評価においては、当該年度の活動計画は年度開始前までに立てられるよう活動実績評価期間等の見直しを行い、「国立大学法人秋田大学教員活動評価指針」及び「国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領」の一部改正を行った。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか

評価・IRセンターの目的、業務内容について

は、秋田大学評価・IRセンター規程（資料1-1）によって具体的に示され、適宜見直しを行っている。また、平成31年度からは内部質保証制度の運用についても、同規程に定めている。

評価・IRセンターの目的を実現するための主な活動内容は、法人評価、認証評価や外部評価への対応、部局等の自己点検・評価の活動推進、全学構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供、教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関することである。

(3) 組織の具体的成果目標が定められているか

評価・IRセンターの事業計画書（資料1-2）を作成し、上記の活動目標を達成するよう取り組んでいる。事業計画書は、評価・IRセンター運営委員会で審議している。

また、達成目標に向けた取り組みについて、随時、進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じた打合せ等も行っている。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価・IRセンターの目的は、秋田大学ウェブサイト及び秋田大学評価・IRセンター活動報告に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係各所に周知している。

根拠資料

- 資料1-1 秋田大学評価・IRセンター規程
- 資料1-2 評価・IRセンターの事業計画書（令和4年度）

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価・IRセンターの組織体制は、「秋田大学評価・IRセンター規程」「秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則」「秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則」及び「事務組織規程」を踏まえて構成されている。

評価・IRセンターは、評価・IRセンター長

(評価・IR・新学部設置担当副学長)、専任教員(令和2年10月配置)及び事務を担当する総務企画課評価・IR室から構成されており、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また、評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。さらに教学・研究・運営の各IR部門においては、大学戦略室と連動し、学内外の情報を活用して適切な大学運営に資するIR分析等を行える体制としている(資料2)。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、運営委員会及び評価委員会には学外からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について学外有識者の意見等を取り入れ、点検・改善活動を行う体制としている。

(2) 目標を実現させるための人員配置が適切か

評価・IRセンターの人員配置は、評価・IRセンター規程及び事務組織規程に定められている。評価・IRセンター長及び専任教員で構成され、事務職員6名が配置されている。

評価・IRセンター運営委員会は、副センター長、理事(総括担当)、各研究科長(学部長)、学外委員から構成され、また評価・IRセンター評価委員会は、各理事や点検・評価に係る各研究科(学部)の代表者が推薦する者等から構成されている。

また、評価業務を行いながらIRを推進するため、センター長を補佐して業務を行う専任教員(助教)を令和2年10月1日付けで採用し体制の強化を図った。引き続き、学内外のデータ分析や教育研究活動の可視化など、IR機能のより一層の充実を進めていく。

根拠資料

資料2 評価・IRセンターの体制

基準3 施設・設備・予算

(1) 目標を実現するための施設は適切か

評価・IRセンターは、平成23年度から現在の本部棟の2階に置かれ、評価・IRセンター及び総務企画課評価・IR室の教職員が業務を行っている。

執務環境は、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はない。施設設備の安全管理については、秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行い、問題が無いことを確認している。

(2) 目標を実現するための設備は適切か

センター業務に関わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されている。

令和2年度から、researchmap、Scopus、CiNii Articleなどの外部データベースから容易にデータをインポートできるように大学情報データベースシステムを改修し、これを教員活動評価に連動させたことにより所属教員の業績データ等の蓄積を進めている。なお、researchmap.V2の導入に対応するため、大学情報データベースシステムの改修を実施し、外部データベースシステムとの連携性を高めている。

また、令和2年度に導入した分析ソフト「Tableau」を用いて、各種データの分析を進めている。

なお、来年度からは研究分析ツール「SciVal」を導入し、より深い分析を行うと同時に蓄積したデータを検証するための可視化やその活用を進めていく。

(3) 目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画に従って計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、適切に運用している(資料3)。

また、運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱水道利用の配慮に留意している。

根拠資料

資料3 令和4年度評価・IRセンター運営費執行状況

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

評価・IRセンターの目標である大学全体の点検・評価は、年度計画進捗・達成状況確認票に基づき、上半期と下半期においてその達成度を、評価指標の達成に係る進捗管理について点検・評価している。

また、上半期進捗状況において自己評価が低いものについては、達成に向けてのフォローアップを行っている。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

令和4年度評価・IRセンター事業計画については資料1-2のとおりであり、各種活動の取組については以下のとおりである。

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画に関する取組

①第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書及び第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書

各部局・担当と連携して「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」及び「第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書」を作成し、提出した。

これらの評価結果については、結果が届き次第、学内外へウェブサイト掲載等により公表する予定である。

②大学ポートレート公開

全国の国公私立の大学等が参加している教育情報を公表するウェブサイト（大学ポートレート）に、本学の各種情報を公開した。

2) 認証評価・内部質保証関係

令和2年度に受審した大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として指摘があった基準5-3について、改善方向である旨、内部質保証委員会で報告がなされた。引き続き対応を検討していくこととしている。

3) 教員活動評価関連

令和2年度より、大学情報データベースに外部データと連携させた教員活動評価システムの運用を開始した。教員・取りまとめ担当部局ともに、システム操作方法等については概ね浸透してきていると見受けられ、提出状況の取りまとめや業績件数の把握等、導入前と比較して大幅な事務的な負担の軽減に繋がっている。

システムの運用により判明した問題点については、今後さらなる改善を進め、よりスムーズな教員活動評価の実施や、データの活用を進めていく予定である。

また、今年度より、活動計画を年度開始前までに立てられるスケジュールに変更し、より計画的に教育研究活動を進められるようにした。

教員活動評価の優秀教員候補者については、教員活動評価指針第9に基づき、令和4年9月開催の教育研究評議会において公表し、10月に表彰式を実施した。

さらに、令和4年度第1回教員活動評価審査会を開催し、今年度については、各学部・研究科の平均評価点を全学部・研究科の平均評価点へ補正することとし、各学部・研究科間における点数差については是正した。また、今年度より、各教員の業務量や業績数等が、所属する学部、学科、コース等において、どのような位置づけにあるか可視化した結果についても当該教員へフィードバックし、今後の教育・研究活動に活かしてもらうこととした。

析を行い、学長及び人事担当理事（大学戦略室長）へ報告した。

2. IRに関する取組

1) IR活動

平成29年度から評価・IRセンターに教学・研究・運営の3つのIR部門を置き、それぞれ部門長及び部門員で構成されている。

評価・IRセンター長が大学戦略室員を兼ねていることから、大学戦略室で活動する上で必要とする情報やエビデンスデータ等をIR部門で収集するなど、大学戦略室と相互に連動した体制を整備し活動している。

①教学IR部門の活動

- ・令和3年度に引き続き、入試区分別や入試の成績区分別のGPA追跡等を行い、令和4年12月に開催した第1回内部質保証委員会でIR分析結果等について報告した。

②研究IR部門の活動

- ・科研費採択率向上に向けて、審査の際に審査委員が必要に応じて参照するresearchmapのアカウント登録状況と科研費新規採択割合の関係について学部別等の分析を行い、アカウント登録者の新規採択割合が未登録者より高いことを可視化した。この結果を研究担当理事と共有し、9月の大学運営会議等で研究担当理事から報告を行った。researchmapの活用に向け、未登録の教員へアカウント登録をするよう地方創生・研究推進課と連携して進め、全学におけるアカウント所持率を58.9%（7月末）から95.4%（2月末）へ向上させた。researchmapは大学情報データベースと連動していることから、引き続き活用を進め、研究業績のデータ蓄積を図る予定である。また、本学の研究者総覧における研究等業績の表示方法について見直しを行い、研究等業績が種別毎に分類して表示されるよう2月に改修を行った。

③運営IR部門の活動

- ・令和3年度の教員活動評価の結果を活用し、学部・学科・コース毎の業務量や業績数の比較を行うとともに、職域毎の評価値の差の要因を明らかにするための分

3. 広報活動

令和4年度評価・IRセンター活動報告（3月末に完成予定）の他、評価・IRセンター広報（今年度は1回発行）を作成し、大学ホームページ、AU-CISに掲載して周知を行っている。

4. その他

1) 秋田大学基本データ

学内の各種情報を網羅的に集めたデータ集の取りまとめを行い、AU-CIS等によって学内に周知した。

2) 各種調査対応

学校基本調査、「大学ランキング2024（朝日新聞出版社）」、「ひらく日本の大学（朝日新聞×河合塾）」、「本当に強い大学ランキング（週間東洋経済）」、「蛭雪時代（旺文社）」や、世界大学ランキング（「THE」、「QS」）等各種調査への対応を行った。なお、QS世界大学ランキングにおいてはランキングの向上に向け、研究者と雇用者の評判調査の回答候補者取りまとめを昨年度に引き続き行い、QS社へ推薦した。

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

今年度の諸事業は、評価・IRセンター予算に基づいて適切に実施されている。平成28年度から継続して、評価・IRセンター活動報告の電子媒体化や会議資料のペーパーレス化を行い、限られた予算の中で目標の達成に向けて経費削減に取り組むなど効果的な執行を図った（資料3）。

根拠資料

資料3 令和4年度評価・IRセンター運営費執行状況

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか

評価・IRセンター運営委員会において、事業活動及び予算・決算の審議・承認、運営方針の決定を行い、評価・IRセンターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。

必要に応じて評価・IRセンター内で打合せを行い業務の進捗等を共有しているほか、総括担当理事（大学戦略室長）や総務系連絡会とも情報共有しながら改善に反映している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価・IRセンターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織の評価基準は表1に示したものを設定している。

<評点を4とした理由>

本センターが行う評価業務については、本「自己評価表」に基づき運用しているが、IR業務については、分析手法そのものを検討しながら業務を行っており、その状況を評価することは困難であるため、評点を1つ下げて「4」とした。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1) で述べた通り、評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備し効果的に取り組んでいる。

また、全学的な点検や改善をより効果的に機能させるため、学長のリーダーシップの下、平成29年度から従来の点検・評価活動に加え、学内外の各種情報収集や法人運営に資するIR機能を「評価センター」に付与し、教学・研究・運営の3つのIR部門からなる「評価・IRセンター」とし

て機能強化を図った。IRを用いた情報収集・分析等を通じ、エビデンスに基づく経営戦略の企画・立案や業務改善、組織体制の見直し等に資するための体制を整え、学内資源の効果的なリソースの再配分について提言等していくため、大学の特色や強みなど、研究パフォーマンスの可視化に基づく部局のパフォーマンス評価（教員活動評価と連動した部局評価）に資する分析内容や分析の方向性について検討している。

来年度も引き続き、大学戦略室と連携し、横断的かつ戦略的な教育研究活動のマネジメントを支援することを目指している。

根拠資料

表1 自己評価表

秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正

平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

- 2 部門に部門長を置き、学長が指名する。
- 3 部門長は、部門の業務を総括する。
- 4 部門に部門員を置くことができる。
- 5 部門員は、センター長が指名する。
- 6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

- 2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。
- 4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月13日一部改正)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年度評価・IRセンター事業計画

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画関係

①評価・IRセンターが担当している令和4年度年度計画を実施する。

*中期計画【37】教育研究や業務運営、財務等に関する自己点検・評価を実施してデータの可視化を行い、また学長から諮問があった事項を大学戦略室で検討し、データを活用した経営戦略の立案や業務改善、組織体制の見直し等に繋がるIR (Institutional Research、教育研究活動の可視化)を実施する。

②令和3事業年度実績報告書の作成、令和4年度年度計画の進捗状況の確認、令和5年度年度計画の策定のための取りまとめを行う。

2) 認証評価・内部質保証関係

令和2年度に受審した大学機関別認証評価結果を踏まえ、改善・指摘事項に関する内容について改善・向上を図るとともに、教育研究活動の有効性の検証、改善・向上計画等の進捗状況を継続的に点検・評価し、内部質保証を実施する。

3) 教員活動評価関連

令和4年度の教員活動評価における活動計画の策定等を依頼するとともに、年度末には活動実績評価のための自己評価や部局長評価等を行ったうえで、教員活動評価審査会を開催する予定である。

2. IRに関する取組

1) 中期目標・中期計画に関連して、評価・IRセンターが担当している令和4年度年度計画を実施する。

*中期計画【37】教育研究や業務運営、財務等に関する自己点検・評価を実施してデータの可視化を行い、また学長から諮問があった事項を大学戦略室で検討し、データを活用した経営戦略の立案や業務改善、組織体制の見直し等に繋がるIR (Institutional Research、教育研究活動の可視化)を実施する。

2) 大学戦略室と連動し、学内外の情報を活用し大学運営に資するIR分析等を実施する。

3) 教員活動評価や大学情報データベース等を活用した部局評価等について検討する。

3. 広報活動

1) センター活動報告を発行する(電子媒体)。(令和4年度末)

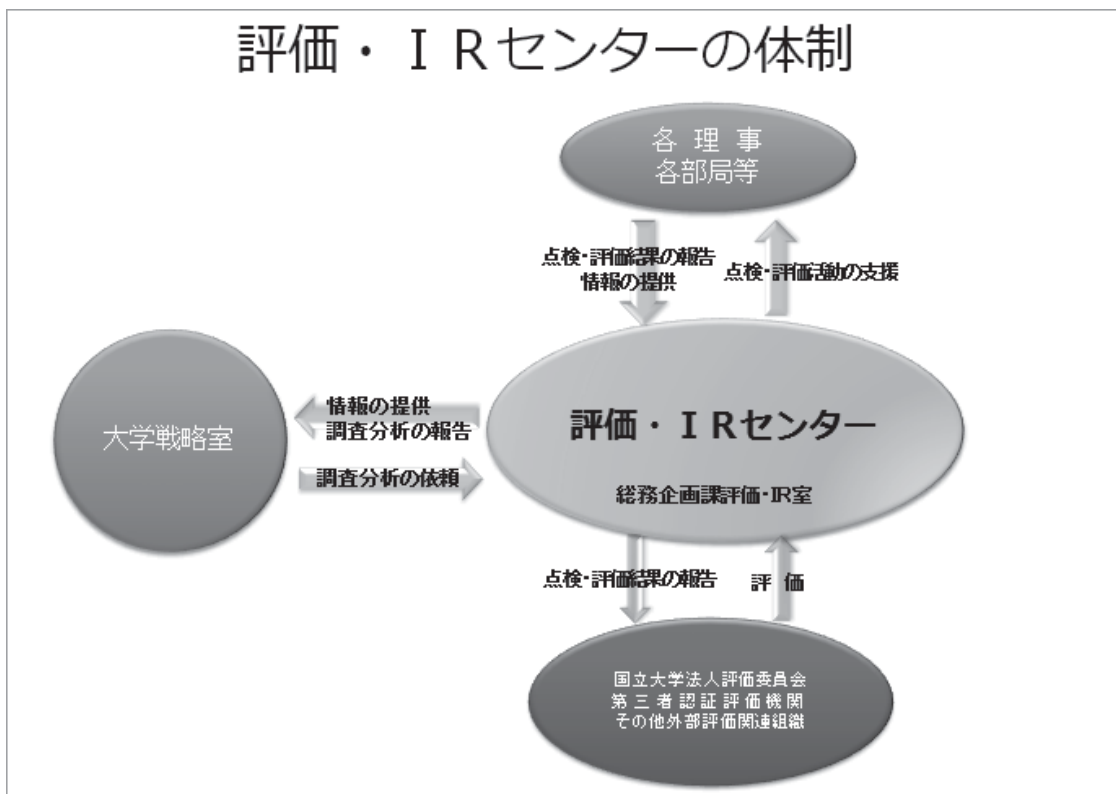
2) センター広報を発行し、大学評価・IRに関わる各種情報を提供する。(随時)

4. その他

1) 上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

評価・IRセンターの体制

令和4年9月1日時点



評価・IRセンター

評価・IRセンター長	1名
専任教員	1名

運営委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各研究科長（学部長・院長）	5名
委員	学外有識者	1名

評価委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各理事が推薦する者	5名
委員	各研究科（学部）代表教員（各2名）	8名
委員	先進ヘルスケア工学院代表教員（1名）	1名
委員	総務企画課長	1名
委員	学外有識者	1名

事務組織

総務企画課評価・IR室長（総括主査）	1名
総務企画課評価・IR室 主査	1名
総務企画課評価・IR室 事務職員	3名
総務企画課評価・IR室 事務系スタッフ	1名

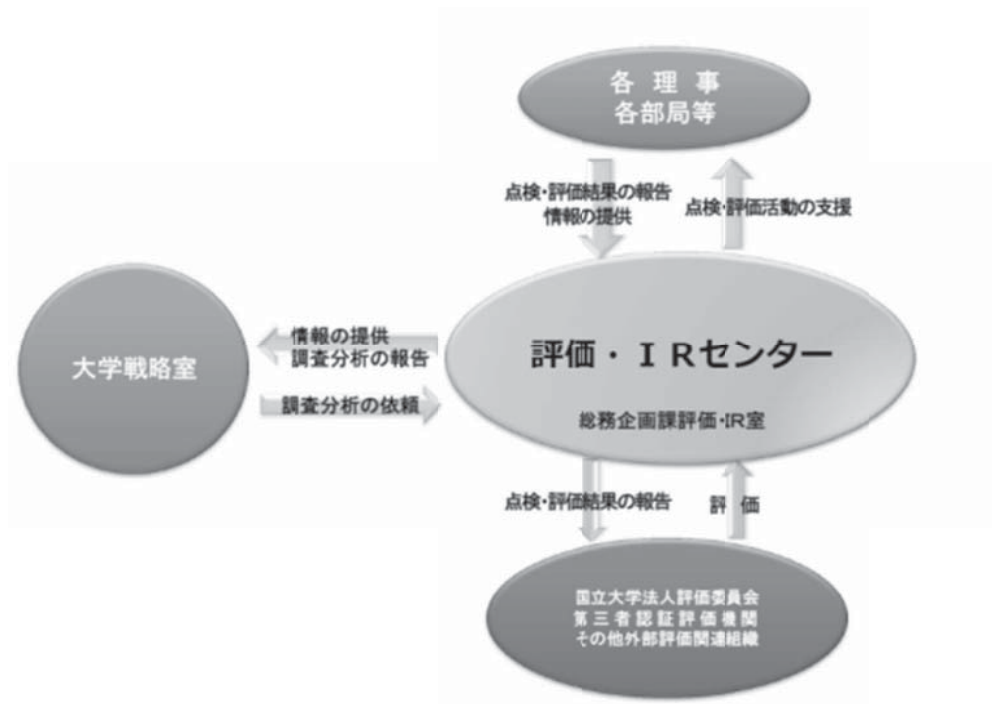
令和4年度 評価・IRセンター運営費執行状況

単位：円

事 項	令和4年度 予算配分額	令和4年度 決算額（予定）	備 考
1. 活動事業費			
①広報経費	170,000	88,000	活動報告 データ作成等
③諸調査経費 (旅費等)	167,000	0	
小 計	337,000	88,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費	700,000	697,000	複写機借料・保守料
	710,000	860,000	事務用品費(コピー用紙等消耗品を含む)
	5,600,000	9,109,000	情報関連対応経費
	68,000	18,000	通信費(電話料、郵送料、NHK受信料)
	310,000	259,000	諸経費
②運営事務費	45,000	3,000	タクシー借上料
	60,000	30,000	学外委員等謝金
小 計	7,493,000	10,976,000	
3. 補正予算	3,234,000	0	
合 計	11,064,000	11,064,000	

評価・IRセンターの構成と関係規程等

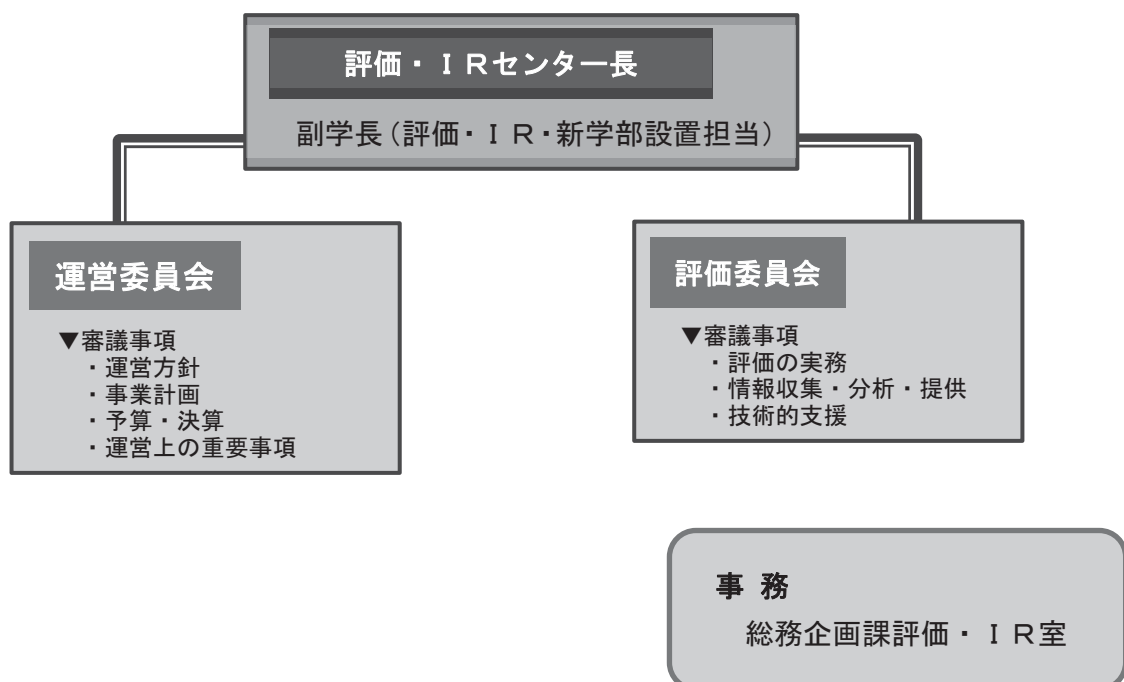
【評価・IRセンターの体制】



【評価・IRセンターの組織】

評価・IRセンター

- ◆センター長 長 縄 明 大
(副学長 (評価・IR・新学部設置担当)・理工学研究科 教授)
- ◆専任教員 細 川 慎 二 (助教)



■評価・IRセンター運営委員会委員名簿

令和5年4月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
真 鍋 雅 文	理事（総括・総務・人事・情報担当）	〃	第3号委員
藤 井 光	国際資源学研究科長	〃	第4号委員
上 田 晴 彦	教育文化学部長	〃	〃
羽 瀨 友 則	医学系研究科長	〃	〃
寺 境 光 俊	理工学研究科長	〃	〃
水戸部 一 孝	先進ヘルスケア工学院院长	〃	〃
福 田 裕 穂	秋田県立大学理事長兼学長	5.4.1～7.3.31	第5号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター評価委員会委員名簿

令和5年7月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
水戸部 一 孝	情報統括センター長	4.4.1～6.3.31	第3号委員
加賀屋 聡 一	地方創生・研究推進課長	5.4.1～6.3.31	第4号委員
宮 本 律 子	教育推進主管	4.4.1～6.3.31	第5号委員
工 藤 奈緒美	学生支援・就職課長	〃	第6号委員
小 川 輝 芳	副理事（財務・施設・環境担当）	5.6.29～6.3.31	第7号委員
大 場 司	国際資源学研究科 教授	4.4.1～6.3.31	第8号委員
稲 垣 文 昭	国際資源学研究科 教授	〃	〃
大 橋 純 一	教育文化学部 教授	〃	〃
細 川 和 仁	教育文化学部 准教授	〃	〃
板 東 良 雄	医学系研究科 教授	5.4.1～6.3.31	〃
安 藤 秀 明	医学系研究科 教授	4.4.1～6.3.31	〃
奥 山 栄 樹	理工学研究科 教授	〃	〃
熊 谷 誠 治	理工学研究科 教授	〃	〃
長 縄 明 大	理工学研究科 教授	5.4.14～6.6.13	第9号委員
佐々木 直 樹	総務企画課長	在任期間	第10号委員
高 橋 誠 記	秋田県立大学副理事長	4.5.1～6.4.30	第11号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

○秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正 平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証制度の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

2 部門に部門長を置き、学長が指名する。

3 部門長は、部門の業務を総括する。

4 部門に部門員を置くことができる。

5 部門員は、センター長が指名する。

6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4

月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日一部改正）

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○秋田大学評価・IRセンター運営委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第38号）

改正 平成28年3月9日一部改正

改正 平成29年3月24日一部改正

改正 平成31年2月13日一部改正

改正 令和2年3月31日一部改正

改正 令和3年4月14日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の運営に関する事。
- (2) センターの事業計画に関する事。
- (3) センターの人事に関する事。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事
- (4) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研

究科長、理工学研究科長及び先進ヘルスケア工学院院长

(5) 学外有識者 1名

(6) その他委員長が必要と認める者

（学外委員）

第4条 前条第5号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 運営委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

（補則）

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則
この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この細則は、平成26年5月14日から実施する。

附 則（平成28年3月9日一部改正）
この細則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日一部改正）
この細則は平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月31日一部改正）
この細則は令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年4月14日一部改正）
この細則は令和3年4月14日から実施する。

○秋田大学評価・IRセンター評価委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第39号）
改正 平成25年3月29日規則第39号
平成26年10月8日一部改正
平成29年3月8日一部改正
平成29年7月12日一部改正
令和2年3月11日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和3年4月14日一部改正
令和4年3月31日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

(6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。

(7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。

(8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。

(9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。

(10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。

(11) その他秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）が行う点検・評価に関し必要な事項（組織）

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事が推薦する者 1名
- (4) 研究担当理事が推薦する者 1名
- (5) 教育担当理事が推薦する者 1名
- (6) 学生担当理事が推薦する者 1名
- (7) 財務担当理事が推薦する者 1名
- (8) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科・学部の点検・評価に係る者 各2名
- (9) 先進ヘルスケア工学院院长が推薦する当該工学院的点検・評価に係る教員 1名
- (10) 総務企画課長
- (11) 学外有識者 若干名
- (12) その他委員長が必要と認める者（学外委員）

第4条 前条第11号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第3号から第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超えないものとする。

2 第3条第8号、第9号、第11号及び第12号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指

名した者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(点検・評価ワーキンググループ)

第9条 点検・評価に関し、特別に調査・検討等の必要があるときは、委員長がワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 WGは、その設置目的に応じた活動を行う。

3 WGは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 評価・IRセンター長が指名する本学の職員

(2) その他評価・IRセンター長が必要と認める者

4 WGにリーダーを置き、評価・IRセンター長が指名する。

5 リーダーは、WGの活動を統括し、進捗状況を評価・IRセンター長に適宜報告し、指示を受けるとともに、活動が終了した場合は直ちに報告する。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から実施し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月29日規則第39号)

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年10月8日一部改正)

1 この細則は、平成26年10月8日から実施する。

2 この細則の実施後最初に委嘱される第3条第10号の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年7月12日一部改正)

1 この細則は、平成29年7月12日から実施する。ただし、第3条第1項第7号及び第5条第2項の規定は、平成30年4月1日から実施する。

2 この細則の実施前に委嘱されている各学部等の点検・評価に係る組織の代表者の任期については、平成30年3月31日までとする。

3 国立大学法人秋田大学評価・IRセンター評価委員会専門部会要項(平成22年6月15日学長裁定第166号)は、廃止する。

附 則 (令和2年3月11日一部改正)

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

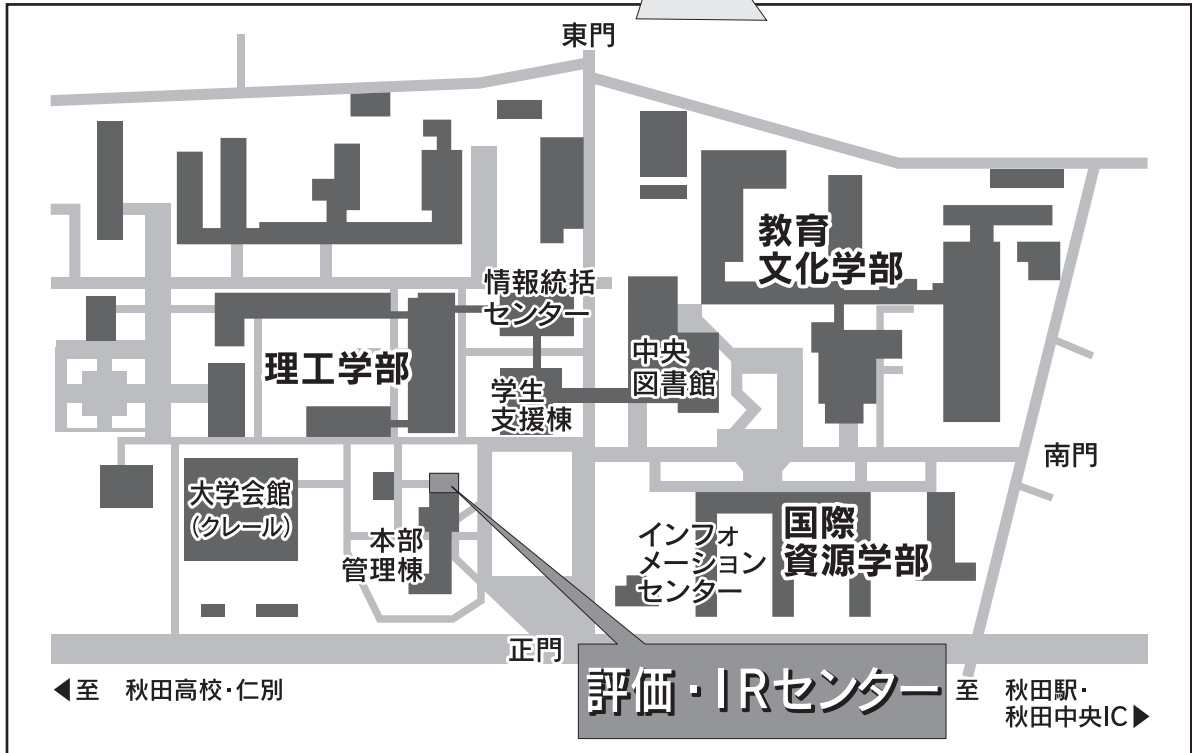
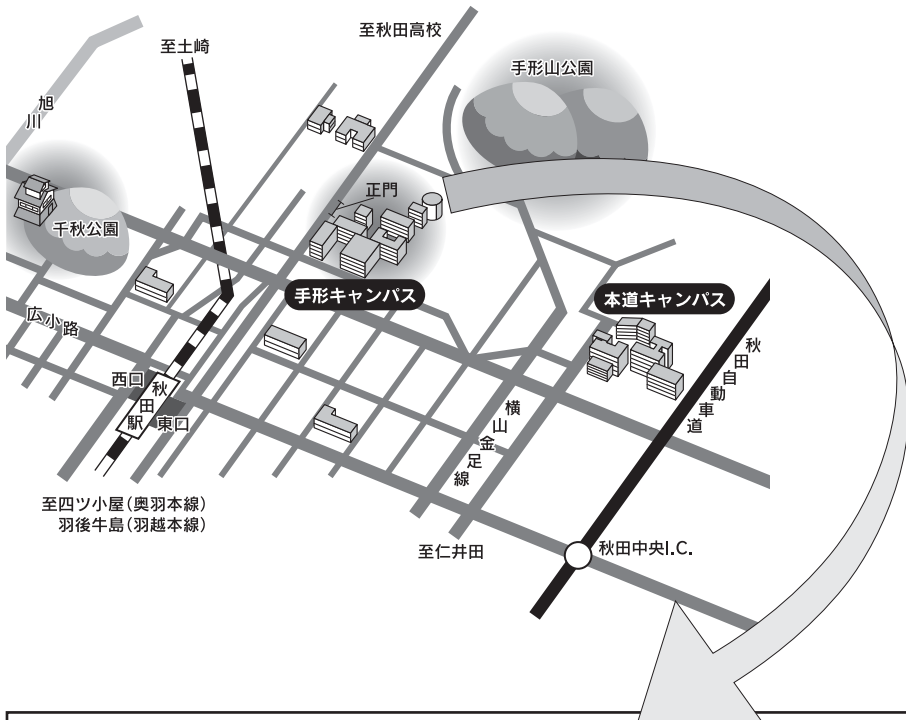
附 則 (令和3年4月14日一部改正)

この細則は、令和3年4月14日から実施する。

附 則 (令和4年3月31日一部改正)

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

評価・IRセンター所在地



令和6年3月発行
国立大学法人秋田大学評価・IRセンター
〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号
TEL:018-889-2937
E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価・IRセンター

